

指定自立訓練（生活訓練）事業所 障害者支援センター「みなみかぜ」運営規程

※愛称 サポートセンター「こみ・さぼ みなみかぜ」

（目的）

第1条 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会が設置する自立訓練（生活訓練）事業所、障害者支援センター「みなみかぜ」（以下「事業所」という）が実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく自立訓練（生活訓練）事業の適正な運営管理を図るとともに、従業員が該当事業所の支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

（事業所の運営方針）

- 第2条 事業者（事業所を運営する者。以下同じ。）は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の7第1号に規定する者に対して、必要な訓練、相談支援その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって自立訓練（生活訓練）を提供するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、居宅に近い環境の中で、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うことを旨とし、市町村、指定障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 障害者総合支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 自立訓練（生活訓練）を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 障害者支援センター「みなみかぜ」
（愛称）サポートセンター「こみ・さぼ みなみかぜ」
- 2 所在地 京都府城陽市寺田林ノロ11番64

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤兼務1名）

管理者は、該当事業所の従業員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- （2）サービス管理責任者 1名（常勤兼務1名）

自立訓練（生活訓練）

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 生活支援員 1名(常勤専従1名)

生活支援員は、個別支援計画に基づき、個々の利用者の日常生活上の支援を行う。

(4) その他従業者 利用者支援の必要性等に応じて配置する。

(事業所の営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は月曜日から金曜日とし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日も営業日とする。ただし、土曜日・日曜日はこの限りではない。

(2) 前項に掲げる、休日の場合であっても事前に利用者に周知の上、営業日とすることがある。

(3) 営業時間は午前8時30分から午後5時までとする。

(利用者の定員)

第6条 事業所の利用定員は、8名とする。

(主たる対象者)

第7条 事業所における主たる対象とする障害者は、聴覚障害者とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、京都府南部山城地域とする。

(2) 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合がある。

(内容及び手続きの説明ならびに同意)

第9条 事業所が提供する自立訓練(生活訓練)の主な内容は次のとおりとする。

(1) 自立訓練(生活訓練)計画の作成

(2) コミュニケーション力の向上・習得の訓練

(3) 職業訓練の支援

(4) 社会参加の支援

(5) 家族への障害の理解の支援

(6) 家事管理についての訓練

(7) 日常生活の自立のための相談

(8) 前各号に掲げるもののほか、自立訓練(生活訓練)の利用者に必要な支援

（内容及び手続きの説明及び同意、契約）

第10条 事業者は、自立訓練（生活訓練）の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、運営規定の概要、重要事項説明書、契約書を交付して説明を行い、利用申込者との合意の上、契約書を締結するものとする。

（個別支援計画の作成等）

第11条 サービス管理責任者は、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する就労及び生活やその課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での自立訓練（生活訓練）計画を作成する。

（訓練）

第12条 訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

2 事業者は、利用者に対し、その有する能力を有効に活用することにより、地域生活が営むことができるようにするため、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行うものとする。

（相談及び助言）

第13条 事業所は、常に利用者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（健康管理等）

第14条 事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、事業所の従業員による健康管理を行う。

2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

（利用者から受領する費用及びその他の費用）

第15条 事業者は、自立訓練（生活訓練）を提供した際は、利用者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払いを受ける。

2 事業者は、法定代理受領を行わない自立訓練（生活訓練）を提供した際は、利用者から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、事業所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けることができる。

(1) 自立訓練（生活訓練）に係る教材費

(2) 創作活動に係る材料費及び行事費

(3) その他施設において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

4 事業所は、全3項に係る費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を交付する。

5 事業所は、全3項に係る費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(サービスに当たっての注意事項)

第16条 サービス利用に当たっては、次の事項に留意する。

(1) 利用者が外出する場合は、事前に事業者に届け出るものとする。

(2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

(緊急時における対応)

第17条 事業所の従業者は、現に自立訓練（生活訓練）の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第18条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知させる。

2 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第19条 事業者は、利用者に対する自立訓練（生活訓練）の提供により事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族等並びに府及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。

3 サービスの提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第20条 事業者は、虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び委員会での検討結果について職員への周知、責任者の選定及び必要な体制の整備、職員に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見制度を活用した権利擁護、苦情解決体

制の整備、自治体における虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じる。

（身体拘束の禁止）

第21条 事業者は、指定自立訓練（生活訓練）の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等適正化検討委員会の定期的な開催及び結果について職員への周知、指針の整備、職員に対する定期的な研修の実施等、措置を講じる。

（契約支給量の報告等）

第22条 事業者は、自立訓練（生活訓練）を提供するときは、当該指定障害福祉サービスの内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定障害福祉サービスの量（以下「契約支給量」という。）を当該利用者の受給者証に記載し、契約支給量の総量は当該利用者の支給量の範囲内で定める。

2 事業者は、自立訓練（生活訓練）の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告するものとする。

（提供拒否の禁止）

第22条 事業者は、正当な理由なく、自立訓練（生活訓練）の提供を拒まない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第23条 事業者は自立訓練（生活訓練）の利用について、市町村又は指定相談支援事業所が行うあっせん、調整及び要請ならびに都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力する。

（サービス提供困難時の対応）

第24条 事業者は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な自立訓練（生活訓練）を提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定障害福祉サービス事業所の紹介その他の必要な措置を速やかに講じる。

（受給資格の確認）

第25条 事業者は、自立訓練（生活訓練）の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な

な事項を確認する。

（訓練等給付費の支給の申請に係る援助）

第26条 事業者は、自立訓練（生活訓練）に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行う。

（心身の状況の把握）

第27条 事業者は、自立訓練（生活訓練）の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、サービス提供の開始に際し、利用者、その家族及び市町村等に対し利用者の状況を必要に応じ確認する。

（サービス提供の記録）

第28条 事業者は、自立訓練（生活訓練）の提供に当たっては、サービスの提供日、内容その他必要な事項をサービスの提供の都度記録し、利用者からサービスを提供したことについて確認を受ける。

（利用者負担額等に係る管理）

第29条 事業者は、利用者が同一の月に他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第29条3項の規定により算定された訓練等給付費の額を控除した額の合計（以下「利用者負担額等合計額」という）を算定したものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が負担上限額（障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項に規定する負担額上限額をいう。以下同じ。）を超えるときは、事業所は、当指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等に通知する。

（訓練等給付費の額に係る通知等）

第30条 事業者は、法定代理受領により市町村から自立訓練（生活訓練）に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、その額を通知するものとする。

2、事業者は、法定代理受領を行わない自立訓練（生活訓練）に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した自立訓練（生活訓練）の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し交付する。

（利用者に関する市町村への通知）

第31条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知することとする。

- (1) 正当な理由なく自立訓練（生活訓練）の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態などを悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

（職務体制の確保等）

第32条 事業者は、利用者に対し適切な自立訓練（生活訓練）を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定める。

2 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

- (1) 採用時研修 採用後1月以内
- (2) 継続研修 年2回
- (3) その他必要とする研修

（定員の遵守）

第33条 事業者は、利用定員を超えて自立訓練（生活訓練）の提供を行わないものとする。
ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

（衛生管理等）

第34条 事業者は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

2 事業者は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）の定期的な開催及び結果について職員への周知、指針の整備、職員に対する研修及び訓練の定期的な実施等、措置を講ずる。

第35条 事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（協力医療機関）

第36条 事業者は、利用者の症状の急変等に備えるために、協力医療機関を次のように定める。

（揭示）

第37条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

（秘密保持等）

第38条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所の従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

3 事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得る。

（利益供与等の禁止）

第39条 事業者は、相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業員に対し、利用者に対しての当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 事業所は、相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業員から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

（情報の提供等）

第40条 事業者は、利用者が適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努める。

2 事業者が広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大でないものにする。

（苦情解決）

第41条 事業者は、その提供した自立訓練（生活訓練）に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、これを掲示することにより利用者等に周知徹底を図る。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。

3 事業者は、利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員

会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

（地域との連携）

第42条 事業者は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

2 事業所は、その運営にあたっては、市町村が実施する事業に協力するように努める。

（会計の区分）

第43条 事業者は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立訓練（生活訓練）事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

（記録の整備）

第44条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対する自立訓練（生活訓練）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該自立訓練（生活訓練）を提供した日から5年間保存する。

- （1）第11条に規定する自立訓練（生活訓練）計画
- （2）第12条に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- （3）第19条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- （4）第21条に規定する身体拘束等に係る記録
- （5）第31条に規定する市町村への通知に係る記録
- （6）第41条に規定する苦情の内容等の記録

（その他）

第45条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会と本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。

改正 この規定は、2022（令和4）年4月1日から施行する。

改正 この規定は、2023（令和5）年4月1日から施行する。

改正 この規定は、2024（令和6）年4月1日から施行する。